

平成29年5月19日

株式会社日本教育クリエイトに対する景品表示法に基づく措置命令
について

消費者庁は、本日、株式会社日本教育クリエイトに対し、同社が「三幸福祉カレッジ」の名称で供給する3役務及び「日本医療事務協会」の名称で供給する2役務に係る表示について、景品表示法第7条第1項の規定に基づき、措置命令（別添1及び別添2参照）を行いました（有利誤認表示）。

1 違反行為者の概要

名 称 株式会社日本教育クリエイト（法人番号 3011101036326）
所 在 地 東京都新宿区西新宿一丁目23番7号新宿ファーストウエスト
代 表 者 代表取締役 鳥居 敏
設立年月 昭和50年10月
資 本 金 8556万7300円（平成29年3月現在）

2 措置命令の概要

(1) 対象役務

ア 三幸福祉カレッジ

- (7) 「介護職員初任者研修」と称する役務
- (イ) 「実務者研修」と称する役務
- (ウ) 「セット講座」と称する役務（前記(7)及び(イ)を一体的に供給するもの）

イ 日本医療事務協会

- (7) 「医療事務通学講座」と称する役務
- (イ) 「医療事務通信講座」と称する役務

(2) 対象表示

ア 三幸福祉カレッジ

(7) 表示の概要

a 表示媒体

自社ウェブサイト

b 表示期間

遅くとも平成28年1月30日から同年11月11日までの間

c 表示内容

自社ウェブサイトにおいて次のとおり記載するなど、あたかも、「通常受講料」又は「定価」と称する価額は、株式会社日本教育クリエイトが前記(1)ア(ア)ないし(ウ)の役務について通常提供している価格であり、実際の受講料が当該通常提供している価格に比して安いかのように表示していた。

(a) 介護職員初任者研修 (別紙1の①)

例えば、「通常受講料120,000円▼最大受講料半額以上もお得! 59,500円～(教材費込・税別)」と記載

(b) 実務者研修 (別紙1の②)

例えば、「\受講料が約40,000円割引/通常受講料(初任者研修修了者)127,000円(税別・テキスト代込み)▶90,000円(税別・テキスト代込み)」と記載

(c) セット講座 (別紙1の③)

例えば、「(通常:初任者研修120,000円+実務者研修127,000円=定価247,000円)キャンペーン受講料144,500円～(テキスト代込・税別)」、「最大10万円以上もお得!!」と記載

(イ) 実際

実際には、「通常受講料」又は「定価」と称する価額は、株式会社日本教育クリエイトにおいて、最近相当期間にわたって提供された実績のないものであった。

イ 日本医療事務協会

(ア) 表示の概要

a 表示媒体

自社ウェブサイト

b 表示期間

遅くとも平成28年1月30日から同年11月11日までの間

c 表示内容

自社ウェブサイトにおいて、次のとおり記載するなど、あたかも、「通常価格」と称する価額は、株式会社日本教育クリエイトが前記(1)イ(ア)及び(イ)の役務について通常提供している価格であり、実際の受講料が当該通常提供している価格に比して安いかのように表示していた。

(a) 医療事務通学講座 (別紙2の①)

例えば、「通常価格~~55,000円~~▶42,700円(教材費込・税別)」と記載

(b) 医療事務通信講座 (別紙2の②)

例えば、「通常価格~~52,000円~~▼キャンペーン価格31,000円(教材費込・税別)」と記載

(イ) 実際

実際には、「通常価格」と称する価額は、株式会社日本教育クリエイトにお

いて、最近相当期間にわたって提供された実績のないものであった。

(3) 命令の概要

ア 三幸福祉カレッジ

(7) 前記(2)ア(7)の表示は、前記(2)ア(イ)のとおりであって、対象役務の取引条件について、それぞれ、実際のものよりも取引の相手方に著しく有利であると一般消費者に誤認される表示である旨を確認するとともに、再発防止策を講じて、これを役員及び従業員に周知徹底すること。

(イ) 今後、同様の表示を行わないこと。

イ 日本医療事務協会

(7) 前記(2)イ(7)の表示は、前記(2)イ(イ)のとおりであって、対象役務の取引条件について、それぞれ、実際のものよりも取引の相手方に著しく有利であると一般消費者に誤認される表示である旨を確認するとともに、再発防止策を講じて、これを役員及び従業員に周知徹底すること。

(イ) 今後、同様の表示を行わないこと。

【本件に対する問合せ先】

消費者庁表示対策課

電話：03(3507)9239(直通)

ホームページ：<http://www.caa.go.jp/>

【三幸福祉カレッジ】

①介護職員初任者研修

最短 **1ヶ月** で、**お得** に **資格** を取る!

介護ヘルパー 初任者研修

(旧ホームヘルパー2級)

通常受講料 **120,000円**

最大受講料 **半額** 以上もお得!

申込締切 **10/27(木)**

59,500円~

(教材費込・税別)

三幸受講料助成制度で **全額返金!**

介護のお仕事を始める方におすすめの資格!

②実務者研修

2018年1月以降の介護福祉士受験なら、「今からのスタート」がポイント!

早割キャンペーン実施中!

今なら希望のクラスが選べる!!

実務者研修

\ 受講料が約40,000円割引 /

通常受講料 (初任者研修修了者) **127,000円**

90,000円

(税別・テキスト代込み)

申込締切 **10/27(木)**

>> 詳しくはこちら

③セット講座

初任者研修 + 実務者研修
セット講座のご案内



はじめて介護現場で働く方にイチ押し!

初任者研修+実務者研修セット講座は、キャリアパスにそったカリキュラムで学習するので、福祉に初めて関わる方でもわかりやすく、介護現場で働く上で必要なスキルがすべて身につきます。また将来的に介護福祉士の受験に必須となる実務者研修も修了できるので、ステップアップを目指す時も安心。これから福祉の勉強を始めて介護現場で働く方には最適のセット講座です。

今だけ!

お得なキャンペーン期間に受講するのがおすすめです!

(通常: 初任者研修120,000円 + 実務者研修127,000円=定価247,000円)

キャンペーン
受講料

144,500円 ~ (テキスト代込・税別)

最大10万円以上もお得!!

さらに **一般教育訓練給付金制度** をご利用いただくと、受講料の**20%** もどります。

【キャンペーン申込締切】2016年10月27日(木) 消印有効

【日本医療事務協会】

①医療事務通学講座

2015年オリコン
日本顧客満足度ランキング 総合第1位を受賞
資格スクール(医療事務)で

オリコン
日本顧客満足度
資格スクール(医療事務)
2015 総合

秋の医療事務デビュー
応援キャンペーン実施中!

医療事務 通学 講座

通常価格 ~~55,000円~~ ▶ **42,700円** (教材費込・税別)

申込締切
10/31(月)
全クラス対象

最短
8日間で
資格取得!

さらにお得な
▶ キャンペーン情報は
こちら

※受講中に追加教材費がかかることはありません。 ※九州・山口エリアはキャンペーン対象外です。

②医療事務通信講座

医療事務通信講座

秋の医療事務デビュー
応援キャンペーン実施中

通常価格 ~~52,000円~~ ▼

キャンペーン
価格 **31,000円** (教材費込・税別)

申込締切
10月31日(月)
今だけ!

自宅ですぐに
資格がとれる!

今だけお得な
特別キャンペーン
情報はこちら▶

○ 不当景品類及び不当表示防止法（抜粋）

（昭和三十七年法律第百三十四号）

（目的）

第一条 この法律は、商品及び役務の取引に関連する不当な景品類及び表示による顧客の誘引を防止するため、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれのある行為の制限及び禁止について定めることにより、一般消費者の利益を保護することを目的とする。

（不当な表示の禁止）

第五条 事業者は、自己の供給する商品又は役務の取引について、次の各号のいずれかに該当する表示をしてはならない。

- 一 商品又は役務の品質、規格その他の内容について、一般消費者に対し、実際のものよりも著しく優良であると示し、又は事実と相違して当該事業者と同種若しくは類似の商品若しくは役務を供給している他の事業者に係るものよりも著しく優良であると示す表示であつて、不当に顧客を誘引し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれがあると認められるもの
- 二 商品又は役務の価格その他の取引条件について、実際のもの又は当該事業者と同種若しくは類似の商品若しくは役務を供給している他の事業者に係るものよりも取引の相手方に著しく有利であると一般消費者に誤認される表示であつて、不当に顧客を誘引し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれがあると認められるもの
- 三 前二号に掲げるもののほか、商品又は役務の取引に関する事項について一般消費者に誤認されるおそれがある表示であつて、不当に顧客を誘引し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれがあると認めて内閣総理大臣が指定するもの

（措置命令）

第七条 内閣総理大臣は、第四条の規定による制限若しくは禁止又は第五条の規定に違反する行為があるときは、当該事業者に対し、その行為の差止め若しくはその行為が再び行われることを防止するために必要な事項又はこれらの実施に関連する公示その他必要な事項を命ずることができる。その命令は、当該違反行為が既になくなつている場合においても、次に掲げる者に対し、することができる。

- 一 当該違反行為をした事業者
- 二 当該違反行為をした事業者が法人である場合において、当該法人が合併により消滅したときにおける合併後存続し、又は合併により設立された法人
- 三 当該違反行為をした事業者が法人である場合において、当該法人から分割により当該違反行為に係る事業の全部又は一部を承継した法人
- 四 当該違反行為をした事業者から当該違反行為に係る事業の全部又は一部を譲り受けた事業者

2 （省略）

（報告の徴収及び立入検査等）

第二十九条 内閣総理大臣は、第七条第一項の規定による命令、課徴金納付命令又は前条第一項の規定による勧告を行うため必要があると認めるときは、当該事業者若しくはそ

の者とその事業に関して関係のある事業者に対し、その業務若しくは財産に関して報告をさせ、若しくは帳簿書類その他の物件の提出を命じ、又はその職員に、当該事業者若しくはその者とその事業に関して関係のある事業者の事務所、事業所その他その事業を行う場所に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2～3 （省略）

（権限の委任等）

第三十三条 内閣総理大臣は、この法律による権限（政令で定めるものを除く。）を消費者庁長官に委任する。

2～11 （省略）

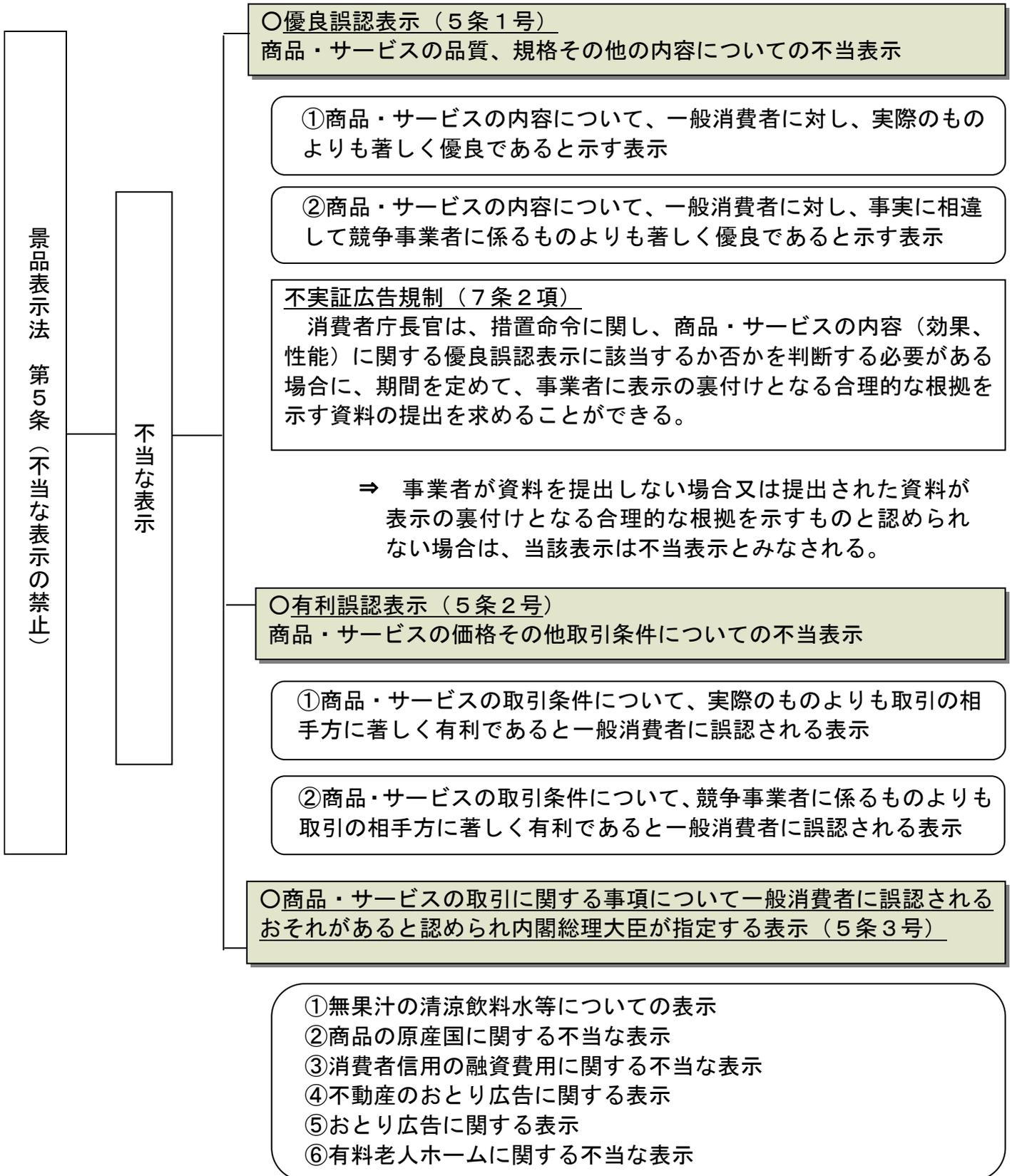
○ 不当景品類及び不当表示防止法施行令（抜粋）

（平成二十一年政令第二百十八号）

（消費者庁長官に委任されない権限）

第十四条 法第三十三条第一項の政令で定める権限は、法第二条第三項及び第四項、第三条第一項（消費者委員会からの意見の聴取に係る部分に限る。）及び第二項、第四条、第五条第三号、第六条第一項（消費者委員会からの意見の聴取に係る部分に限る。）及び第二項、第二十六条第二項並びに同条第三項及び第四項（これらの規定を同条第五項において準用する場合を含む。）の規定による権限とする。

景品表示法による表示規制の概要



消表対第640号

平成29年5月19日

株式会社日本教育クリエイト
代表取締役 鳥居 敏 殿

消費者庁長官 岡村 和美
(公印省略)

不当景品類及び不当表示防止法第7条第1項の規定に基づく措置命令

貴社は、貴社が「三幸福祉カレッジ」の名称で供給する「介護職員初任者研修」と称する役務（以下「初任者研修」という。）、「実務者研修」と称する役務（以下「実務者研修」という。）並びに初任者研修及び実務者研修を一体的に供給する「セット講座」と称する役務（以下「セット講座」という。）の3役務（以下「本件3役務」という。）の取引について、それぞれ、不当景品類及び不当表示防止法（昭和37年法律第134号。以下「景品表示法」という。）第5条の規定により禁止されている同条第2号に該当する不当な表示を行っていたので、同法第7条第1項の規定に基づき、次のとおり命令する。

1 命令の内容

- (1) 貴社は、本件3役務の取引に関し貴社が行った後記ア(ア)、イ(イ)及びウ(ウ)の表示は、それぞれ後記ア(イ)、イ(イ)及びウ(イ)のとおりであって、本件3役務の取引条件について、それぞれ、実際のものよりも取引の相手方に著しく有利であると一般消費者に誤認される表示であり、景品表示法に違反するものであることから、これらの表示は、本件3役務の取引条件について、実際のものよりも取引の相手方に著しく有利であると一般消費者に誤認される表示である旨を確認するとともに、今後、本件3役務又はこれらと同種の役務の取引に関し、後記ア、イ及びウの表示と同様の表示が行われることを防止するために必要な措置を講じ、これを貴社の役員及び従業員に周知徹底しなければならない。
- ア(ア) 初任者研修を一般消費者に提供するに当たり、遅くとも平成28年1月30日から同年11月11日までの間、貴社が運営する「三幸福祉カレッジ」と称する自社ウェブサイト（以下「本件ウェブサイト」という。）において、例えば、「通常受講料120,000円▼最大受講料半額以上もお得!59,500円～（教材費込・税別）」と記載するなど、実際の受講料に当該価格を上回る「通常受講料」と称する価額を併記することにより、あたかも、「通常受講料」と称する価額は、貴社が初任者研修について通常提供している価格であり、実際の受講料が当該通常提供している価格に比して安いかのような表示
- (イ) 実際には、「通常受講料」と称する価額は、貴社において、最近相当期間にわたっ

て提供された実績のないものであった。

イ(ア) 実務者研修を一般消費者に提供するに当たり、遅くとも平成28年1月30日から同年11月11日までの間、本件ウェブサイトにおいて、例えば、「\受講料が約40,000円割引/通常受講料(初任者研修修了者)127,000円(税別・テキスト代込み)▶90,000円(税別・テキスト代込み)」と記載するなど、実際の受講料に当該価格を上回る「通常受講料」と称する価額を併記することにより、あたかも、「通常受講料」と称する価額は、貴社が実務者研修について通常提供している価格であり、実際の受講料が当該通常提供している価格に比して安いかのような表示

(イ) 実際には、「通常受講料」と称する価額は、貴社において、最近相当期間にわたって提供された実績のないものであった。

ウ(ア) セット講座を一般消費者に提供するに当たり、遅くとも平成28年1月30日から同年11月11日までの間、本件ウェブサイトにおいて、例えば、「(通常:初任者研修120,000円+実務者研修127,000円=定価247,000円)キャンペーン受講料144,500円~(テキスト代込・税別)」、「最大10万円以上もお得!!」と記載するなど、実際の受講料に当該価格を上回る「定価」と称する価額を併記することにより、あたかも、「定価」と称する価額は、貴社がセット講座について通常提供している価格であり、実際の受講料が当該通常提供している価格に比して安いかのような表示

(イ) 実際には、「定価」と称する価額は、貴社において、最近相当期間にわたって提供された実績のないものであった。

- (2) 貴社は、今後、本件3役務又はこれらと同種の役務の取引に関し、前記(1)ア、イ及びウの表示と同様の表示を行うことにより、当該役務の取引条件について、実際のものよりも取引の相手方に著しく有利であると一般消費者に誤認される表示をしてはならない。
- (3) 貴社は、前記(1)に基づいてとった措置について、速やかに文書をもって消費者庁長官に報告しなければならない。

2 事実

- (1) 株式会社日本教育クリエイト(以下「日本教育クリエイト」という。)は、東京都新宿区西新宿一丁目23番7号に本店を置き、介護に従事する者の養成講座等に係る事業を営む事業者である。
- (2) 日本教育クリエイトは、「三幸福祉カレッジ」の名称で本件3役務を一般消費者に提供している。
- (3) 日本教育クリエイトは、本件ウェブサイトにおける本件3役務の受講者の募集に係る表示内容を自ら決定している。
- (4)ア 日本教育クリエイトは、初任者研修を一般消費者に提供するに当たり

(7) 遅くとも平成28年1月30日から同年11月11日までの間、本件ウェブサイトにおいて、例えば、「通常受講料120,000円▼最大受講料半額以上もお得!59,500円～(教材費込・税別)」と記載(別添1)するなど、実際の受講料に当該価格を上回る「通常受講料」と称する価額を併記することにより、あたかも、「通常受講料」と称する価額は、日本教育クリエイトが初任者研修について通常提供している価格であり、実際の受講料が当該通常提供している価格に比して安いかのように表示していた。

(4) 実際には、「通常受講料」と称する価額は、日本教育クリエイトにおいて、最近相当期間にわたって提供された実績のないものであった。

イ 日本教育クリエイトは、実務者研修を一般消費者に提供するに当たり

(7) 遅くとも平成28年1月30日から同年11月11日までの間、本件ウェブサイトにおいて、例えば、「\受講料が約40,000円割引/通常受講料(初任者研修修了者)127,000円(税別・テキスト代込み)▶90,000円(税別・テキスト代込み)」と記載(別添2)するなど、実際の受講料に当該価格を上回る「通常受講料」と称する価額を併記することにより、あたかも、「通常受講料」と称する価額は、日本教育クリエイトが初任者研修について通常提供している価格であり、実際の受講料が当該通常提供している価格に比して安いかのように表示していた。

(4) 実際には、「通常受講料」と称する価額は、日本教育クリエイトにおいて、最近相当期間にわたって提供された実績のないものであった。

ウ 日本教育クリエイトは、セット講座を一般消費者に提供するに当たり

(7) 遅くとも平成28年1月30日から同年11月11日までの間、本件ウェブサイトにおいて、例えば、「(通常:初任者研修120,000円+実務者研修127,000円=定価247,000円)キャンペーン受講料144,500円～(テキスト代込・税別)」、「最大10万円以上もお得!!」と記載(別添3)するなど、実際の受講料に当該価格を上回る「定価」と称する価額を併記することにより、あたかも、「定価」と称する価額は、日本教育クリエイトがセット講座について通常提供している価格であり、実際の受講料が当該通常提供している価格に比して安いかのように表示していた。

(4) 実際には、「定価」と称する価額は、日本教育クリエイトにおいて、最近相当期間にわたって提供された実績のないものであった。

3 法令の適用

前記事実によれば、日本教育クリエイトは、自己の供給する本件3役務の取引条件について、それぞれ、実際のものよりも取引の相手方に著しく有利であると一般消費者に誤認されるため、不当に顧客を誘引し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれがあると認められる表示をしていたものであり、これらの表示は、それぞれ、景品

表示法第5条第2号に該当するものであって、かかる行為は、それぞれ、同条の規定に違反するものである。

4 法律に基づく教示

(1) 行政不服審査法（平成26年法律第68号）第82条第1項の規定に基づく教示

この処分について不服がある場合には、行政不服審査法第2条、第4条及び第18条第1項の規定に基づき、正当な理由があるときを除き、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、書面により消費者庁長官に対し審査請求をすることができる。

（注）行政不服審査法第18条第2項の規定により、正当な理由があるときを除き、処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなる。

(2) 行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）第46条第1項の規定に基づく教示

訴訟により、この処分の取消しを求める場合には、行政事件訴訟法第11条第1項及び第14条第1項の規定に基づき、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、国（代表者法務大臣）を被告として、この処分の取消しの訴えを提起することができる。

（注1）行政事件訴訟法第14条第2項の規定により、正当な理由があるときを除き、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると、この処分の取消しの訴えを提起することができなくなる。

（注2）行政事件訴訟法第14条第3項の規定により、正当な理由があるときを除き、審査請求をして裁決があった場合には、この処分の取消しの訴えは、その裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができる。ただし、正当な理由があるときを除き、その裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、その裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると、この処分の取消しの訴えを提起することができなくなる。

最短 **1ヶ月**で、**お得**に **資格**を取る!

介護 初任者研修
ヘルパー2級 (旧ホームヘルパー2級)

通常受講料 **120,000円**

最大受講料 **半額** 以上もお得!

59,500円~

申込締切 **10/27(木)**

さらに **三幸受講料助成制度で 全額返金!**

介護のお仕事を
はじめられる方に
おすすめ資格♪

(教材費込・税別)



2018年1月以降の介護福祉士受験なら、「今からのスタート」がポイント!

早割キャンペーン実施中!

今なら希望のクラスが選べる!!

実務者研修

受講料が約40,000円割引!

通常受講料(初任者研修了者)
127,000円 (講師・テキスト代込み)

90,000円 (講師・テキスト代込み)



申込締切
10/27(木)

>> 詳しくはこちら

初任者研修 + 実務者研修 セット講座のご案内



はじめて介護現場で働く方にイチ押し!

初任者研修+実務者研修セット講座は、キャリアパスにそったカリキュラムで学習するので、福祉に初めて関わる方でもわかりやすく、介護現場で働く上で必要なスキルがすべて身につきます。また将来的に介護福祉士の受験に必須となる実務者研修も修了できるので、ステップアップを目指す時も安心。これから福祉の勉強を始めて介護現場で働く方には最適のセット講座です。

今だけ!

お得なキャンペーン期間に受講するのがおすすめです!

(通常: 初任者研修120,000円 + 実務者研修127,000円=定価247,000円)

キャンペーン
受講料

144,500円〜 (ギフト代込・税別)

最大10万円以上もお得!!

さらに一般教育訓練給付金制度をご利用いただくと、受講料のが20%もどります。

【キャンペーン申込締切】2016年10月27日(木) 消印有効

消表対第641号

平成29年5月19日

株式会社日本教育クリエイト
代表取締役 鳥居 敏 殿

消費者庁長官 岡村 和美
(公印省略)

不当景品類及び不当表示防止法第7条第1項の規定に基づく措置命令

貴社は、貴社が「日本医療事務協会」の名称で供給する「医療事務通学講座」と称する役務（九州地区及び山口県の区域において提供するものを除く。以下「医療事務（通学）」という。）及び「医療事務通信講座」と称する役務（以下「医療事務（通信）」という。）の2役務（以下「本件2役務」という。）の取引について、それぞれ、不当景品類及び不当表示防止法（昭和37年法律第134号。以下「景品表示法」という。）第5条の規定により禁止されている同条第2号に該当する不当な表示を行っていたので、同法第7条第1項の規定に基づき、次のとおり命令する。

1 命令の内容

(1) 貴社は、本件2役務の取引に関し貴社が行った後記ア(ア)及びイ(イ)の表示は、それぞれ後記ア(イ)及びイ(イ)のとおりであって、本件2役務の取引条件について、それぞれ、実際のものよりも取引の相手方に著しく有利であると一般消費者に誤認される表示であり、景品表示法に違反するものであることから、これらの表示は、本件2役務の取引条件について、実際のものよりも取引の相手方に著しく有利であると一般消費者に誤認される表示である旨を確認するとともに、今後、本件2役務又はこれらと同種の役務の取引に関し、後記ア及びイの表示と同様の表示が行われることを防止するために必要な措置を講じ、これを貴社の役員及び従業員に周知徹底しなければならない。

ア(ア) 医療事務（通学）を一般消費者に提供するに当たり、遅くとも平成28年1月30日から同年11月11日までの間（沖縄県の区域において提供するものについては平成28年9月1日から同年11月11日までの間）、「日本医療事務協会」と称する自社ウェブサイト（以下「本件ウェブサイト」という。）において、例えば、「通常価格 ~~55,000円~~ ▶ 42,700円（教材費込・税別）」と記載するなど、実際の受講料に当該価格を上回る「通常価格」と称する価額を併記することにより、あたかも、「通常価格」と称する価額は、貴社が医療事務（通学）について通常提供している価格であり、実際の受講料が当該通常提供している価格に比して安いかのような表示

(イ) 実際には、「通常価格」と称する価額は、貴社において、最近相当期間にわたって提供された実績のないものであった。

イ(ア) 医療事務（通信）を一般消費者に提供するに当たり、遅くとも平成28年1月30日から同年11月11日までの間、本件ウェブサイトにおいて、例えば、「通常価格~~52,000円~~▼キャンペーン価格31,000円（教材費込・税別）」と記載するなど、実際の受講料に当該価格を上回る「通常価格」と称する価額を併記することにより、あたかも、「通常価格」と称する価額は、貴社が医療事務（通信）について通常提供している価格であり、実際の受講料が当該通常提供している価格に比して安いかのような表示

(イ) 実際には、「通常価格」と称する価額は、貴社において、最近相当期間にわたって提供された実績のないものであった。

(2) 貴社は、今後、本件2役務又はこれらと同種の役務の取引に関し、前記(1)ア及びイの表示と同様の表示を行うことにより、当該役務の取引条件について、実際のものよりも取引の相手方に著しく有利であると一般消費者に誤認される表示をしてはならない。

(3) 貴社は、前記(1)に基づいてとった措置について、速やかに文書をもって消費者庁長官に報告しなければならない。

2 事実

(1) 株式会社日本教育クリエイト（以下「日本教育クリエイト」という。）は、東京都新宿区西新宿一丁目23番7号に本店を置き、医療事務に従事する者の養成講座等に係る事業を営む事業者である。

(2) 日本教育クリエイトは、「日本医療事務協会」の名称で本件2役務を一般消費者に提供している。

(3) 日本教育クリエイトは、本件ウェブサイトにおける本件2役務の受講者の募集に係る表示内容を自ら決定している。

(4)ア 日本教育クリエイトは、医療事務（通学）を一般消費者に提供するに当たり

(ア) 遅くとも平成28年1月30日から同年11月11日までの間、本件ウェブサイトにおいて、例えば、「通常価格~~55,000円~~▶42,700円（教材費込・税別）」と記載（別添1）するなど、実際の受講料に当該価格を上回る「通常価格」と称する価額を併記することにより、あたかも、「通常価格」と称する価額は、日本教育クリエイトが医療事務（通学）について通常提供している価格であり、実際の受講料が当該通常提供している価格に比して安いかのように表示していた。

(イ) 実際には、「通常価格」と称する価額は、日本教育クリエイトにおいて、最近相当期間にわたって提供された実績のないものであった。

イ 日本教育クリエイトは、医療事務（通信）を一般消費者に提供するに当たり

(ア) 遅くとも平成28年1月30日から同年11月11日までの間、本件ウェブサイ

トにおいて、例えば、「通常価格~~52,000円~~▼キャンペーン価格31,000円（教材費込・税別）」と記載（別添2）するなど、実際の受講料に当該価格を上回る「通常価格」と称する価額を併記することにより、あたかも、「通常価格」と称する価額は、日本教育クリエイトが医療事務（通信）について通常提供している価格であり、実際の受講料が当該通常提供している価格に比して安いかのように表示していた。

(イ) 実際には、「通常価格」と称する価額は、日本教育クリエイトにおいて、最近相当期間にわたって提供された実績のないものであった。

3 法令の適用

前記事実によれば、日本教育クリエイトは、自己の供給する本件2役務の取引条件について、それぞれ、実際のものよりも取引の相手方に著しく有利であると一般消費者に誤認されるため、不当に顧客を誘引し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれがあると認められる表示をしていたものであり、これらの表示は、それぞれ、景品表示法第5条第2号に該当するものであって、かかる行為は、それぞれ、同条の規定に違反するものである。

4 法律に基づく教示

(1) 行政不服審査法（平成26年法律第68号）第82条第1項の規定に基づく教示

この処分について不服がある場合には、行政不服審査法第2条、第4条及び第18条第1項の規定に基づき、正当な理由があるときを除き、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、書面により消費者庁長官に対し審査請求をすることができる。

（注）行政不服審査法第18条第2項の規定により、正当な理由があるときを除き、処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなる。

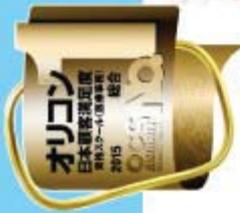
(2) 行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）第46条第1項の規定に基づく教示

訴訟により、この処分の取消しを求める場合には、行政事件訴訟法第11条第1項及び第14条第1項の規定に基づき、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、国（代表者法務大臣）を被告として、この処分の取消しの訴えを提起することができる。

（注1）行政事件訴訟法第14条第2項の規定により、正当な理由があるときを除き、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると、この処分の取消しの訴えを提起することができなくなる。

（注2）行政事件訴訟法第14条第3項の規定により、正当な理由があるときを除き、

審査請求をして裁決があった場合には、この処分の取消しの訴えは、その裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができる。ただし、正当な理由があるときを除き、その裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、その裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると、この処分の取消しの訴えを提起することができなくなる。



2015年オリコン
日本顧客満足度ランキング **総合第1位** を受賞
資格スクール(医療事務)で しました。

秋の医療事務デビュー 応援キャンペーン実施中!

医療事務 通学 講座

申込締切
10/31 (月)
全クラス対象

通常価格 ~~55,000円~~ ▶ **42,700円** (教材費込・税別)

※受講中に追加教材費がかかることはありません。 ※九州・山口エリアはキャンペーン対象外です。

さらにお得な
▶ キャンペーン情報は
こちら

最速
8日間で
資格取得!

医療事務通信講座

秋の医療事務デビュー
応援キャンペーン実施中

自分で手帳に
資格がとれる!

今だけお得な
特別キャンペーン
情報はこちら▶

申込締切
10月31日(月)
今だけ!

通常価格 ~~52,000円~~▶

キャンペーン
価格 **31,000円**
(教材費込・税別)